

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 1 5 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第5号、第46条第2号、第58条第1項、第67条第1項、第4項ただし書及び第12項ただし書、第79条第1項、第88条第1項第8号並びに第94条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。